

非継続型変動金利定期預金規定

1. 預金の支払時期

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載または証書表面記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、当店で返却します。

3. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について計算し、次のとおり支払います。
- ① 満期日を預入日の2年後および3年後の応当日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- A 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載または証書記載の利率（前記3.により利率を変更したときは変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として各中間利払日に、指定口座へ入金します。
- B 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ② 満期日を預入日の3年後の応当日としたこの預金を複利型とした場合、この預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を5.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ① 満期日を預入日の2年後および3年後の応当日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- A 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- B 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までを経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までを経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。
- この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
- a 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- ロ. 1年以上2年未満 約定利率×70%
- b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- イ. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ロ. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ハ. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ニ. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ホ. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
- ② 満期日を預入日の3年後の応当日としたこの預金を複利型とした場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方

法で計算し、この預金とともに支払います。

期間	利率
A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

- (4) ① この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。
- ② 複利型においては、預入日の6か月後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を前①の方法により計算し、元金にこの利息を組み入れたものを次の計算における元金として計算します。

5. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を前記1.の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。ただし、解約（減額して書替継続する場合を含みます。）については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどの店舗でも取扱います。この場合、書替継続後の預金の印鑑は、この預金の届出印鑑を使用します。
- (3) 前(2)の解約または書替継続の手続きに加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

6. 証書の効力

証書式のこの預金について、満期日に元金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので直ちに当行に返却してください。

7. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上
2020年4月1日現在